# 社団法人日本測量協会北海道支部運営規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社団法人日本測量協会(以下「協会」という。)北海道支部(以下「支部」という。)の組織、事務分掌、職制及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第2条 支部は、北海道を管轄地域(以下「地域」という。)とし、この地域に在住する協会 の会員をもって組織する。

#### (事務所)

第3条 支部は、事務所を札幌に置く。

### (事業)

第4条 支部は、社団法人日本測量協会定款(以下「定款」という。)第3条の目的に則り、定款 第4条に掲げる事業(協会測量技術センターの所掌にかかる事業を除く。)について、地域にお ける活動を推進する。

# (会 員)

第5条 支部を組織する協会の会員の、種別及び入会、退会その他の取り扱いについては、定款第2章並びに社団法人日本測量協会細則第1章及び第2章の定めるところによる。

### (支部役員)

第6条 支部に、次の支部役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 3名以内

幹 事 23名以内

(副支部長を含む)

監 事 2名

#### (役員の選任)

- 第7条 支部長は、支部役員(監事を除く。)の推薦により、協会会長(以下「会長」という。)が 委嘱する。
  - 2 幹事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。
  - 3 副支部長は、幹事のうちから互選により選任する。

# (役員の職務)

- 第8条 支部長は、支部を代表する。
  - 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、支部長の指名した者が職務を代行する。
  - 3 幹事は、支部業務の運営及び執行に当たる。
  - 4 監事は、支部の業務執行状況及び会計を監査する。

### (支部役員の任期)

- 第9条 支部役員の任期(支部長を除く)は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠又は補充により就任した支部役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間又は、現任者の 残任期間に相当する期間とする。
  - 3 支部役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

# (顧問及び参与)

- 第10条 支部に、顧問及び参与を若干名置くことができる。
  - 2 顧問及び参与は、支部役員会の推薦により、支部長が委嘱する。
  - 3 顧問は、重要な事項について、支部長の諮問に応じる。
  - 4 参与は、専門事項について、支部長の諮問に応じる。

#### (支部評議員)

- 第11条 支部に、支部評議員20名以上50名以内を置く。
  - 2 支部評議員は、支部総会で正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、支部長の推 薦により正会員以外の有識者を選任することができる。
  - 3 支部評議員は、支部評議委員会を組織し、支部の業務を評議する。
  - 4 支部評議員の任期は、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「支部役員」とあるのは、「支部評議員」読み替えるものとする。

### (事務局及び職員)

- 第12条 支部に事務局を置き、事務局長及び職員若干名を置く。
  - 2 事務局長及び職員は、会長が任命する。
  - 3 事務局長は、所属の職員を指揮して支部の事務を処理する。

### (会 議)

第13条 支部の会議は、次の表のとおりとする。

会議種類	会議構成		会議	議長	付議事項
		会議の開催時期	招集者		
支部総会	会員	(定期) 毎年1回年度終了	支部長	支部長が	この規程に別に定
		後2ケ月以内に開催		指名する	めるもののほか
		(臨時)必要に応じて開催			1 付議された事項
支部役員	支部役員	必要なとき随時開催	同上	同上	この規程に別に定
会	(監事を除				めるもののほか
	⟨∘)				1 支部総会に付議
					する事項
支部	支部評議員	同上	同上	同上	この規程に別に定
評議員会					めるもののほか
					1 支部総会から委
					任を受けた事項
					2 支部役員会で意
					見を聞くことを必要
					と認めた事項

- 通 則 1 会議を招集する場合には、会議の構成員に対し、会議の日時・場所及び目的事項を 10日前迄に文書をもって通知しなければならない。 ただし、緊急を擁する場合は、この限りでない。
  - 2 会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決する。可否同数のときは議長が決する。

#### (支部の経費)

- 第14条 支部の経費は、次の各号に掲げる収入から支弁する。
  - 一、 協会事務局(以下「本部」という。)からの還付金及び助成金
  - 二、事業に伴う収入及び資産より生ずる収入
  - 三、 寄付金
  - 四、その他の収入

### (事業計画及び事業報告)

- 第15条 支部は、毎事業年度(定款第33条に規程する事業年度をいう。以下同じ。)事業計画及 び収支見込書を作成し、支部役員会の議決を経て、支部総会に報告しなければならない。
  - 2 支部は、毎事業年度事業報告及び収支報告書を作成し、支部役員会の議決及び監事の監査を経て、支部総会に報告しなければならない。

# (本部との協議)

- 第16条 支部は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ本部と協議するものとする。
  - 一、事業計画及び収支見込書の作成
  - 二、重要な資産の処分
  - 三、その他、支部運営に関する特に重要な事項

# (本部への報告)

- 第17条 支部は、次の事項に掲げる事項については、本部に報告するものとする。
  - 一、事業報告及び収支報告書
  - 二、その他、必要と認める事項

## (運営細則)

第18条 この規程の運用について必要な事項は、運営細則で定める。

### 付則

- 1 その規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 1 平成8年5月16日一部改正
- 1 平成12年5月18日一部改正